

高槻市木材利用基本方針

平成26年 9月

高 槻 市

高槻市木材利用基本方針

第1 公共建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的事項

1 策定経緯

国の「森林・林業再生プラン」（平成21年12月25日公表）において、2020年（平成32年）までに木材自給率を50%以上とする目標が掲げられ、この目標を受け、平成22年10月1日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号、以下「促進法」という。）が施行されるとともに、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（以下「国の基本方針」という。）が示された。

この促進法により、公共建築物における木材の利用に努めることが国や地方公共団体の責務として示されるとともに、国や大阪府の基本方針に即して市の基本方針を定めることができるとされた。

本市においても、これまで「第2次高槻市環境基本計画」に基づき公共建築物等での木材利用の促進などに向け取り組んできたところであるが、この機会に新たな木材利用の促進に関する基本方針を策定するものである。

なお、本方針については、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 木材利用の意義

本市の森林は、都市近郊に位置していることから木材生産はもとより、水源涵養、山地災害防止、快適環境形成、生物多様性保全などの森林の持つ公益的機能の果たす役割は大きく、市民生活とも深く結びついている。

しかしながら、公益的機能を高度に発揮させ維持するために、適切な整備が求められる人工林では、間伐の遅れなどから森林の荒廃化が懸念される状況となっている。

今後、持続的な森林整備を促進する観点から、森林整備の過程で発生する木材を有効に利用することが極めて重要な課題となっている。

また、木材は森林から持続生産が可能な自然資源であり、特に府内産材をはじめとした国産材を利用することは、森林林業の再生に資することはもとより、二酸化炭素の貯蔵など地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献するものである。

3 基本方針策定の目的

市内における公共建築物の整備や公共土木事業等において、木材の利用

を推進するための基本的な事項等を定めるとともに、木材利用を通じた循環型社会の実現に資することを目的として促進法第9条第1項に基づき本方針を定めるものである。

4 木材の利用の基本方向

市が行う公共建築物の整備や公共土木事業等の実施に当たっては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、積極的に府内産材の利用に努めるものとする。

5 用語の定義

この方針において、各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 「公共建築物」とは、市内に整備される促進法第2条第1項各号及び促進法施行令（平成22年政令203号）第1条各号に掲げる建築物である。
- ② 「府内産材」とは、大阪府内の森林から生産された木材のことをいう。
- ③ 「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- ④ 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修に当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分並びにこれらの下地等の部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物における木材の利用の促進

1 公共建築物の木造・木質化の促進

多数の市民が身近に接する機会が多い公共建築物はPR効果も高いことから、他の法令等で制限を受ける場合を除き、木造化、木質化を推進する。

2 木材の適切な供給の確保

市は木材の安定的な供給体制の整備を進めていくために、森林所有者、素材生産業者等の林業従事者、木材の供給に携わる者が連携し、森林経営計画の円滑な実行に資するための林内路網の整備をはじめ、林業機械の導入、施業の集約化等による林業生産性の向上を図るよう促していく。

第3 公共建築物以外の木材の利用の促進に関する基本的事項

1 公共土木工事等における木材の利用の推進

市が実施する公共土木事業等においては、環境に配慮した工法や木材の新しい利活用に取り組むとともに、木材の特性を活かせる施工箇所については木材の利用を積極的に進めるものとする。

具体的には、ダム工、護岸工、柵工、支柱、階段工、あずま屋、ベンチ、遊具、案内板、型枠、建築物における外構等について積極的に木材利用を図るものとする。

なお、公共土木事業等では可能な限り府内産材を使用するものとする。

また、建設業者に対する木材を利用した技術や製品情報の提供を行い、公共土木事業等への木材の利用を進めるものとする。

2 民間建築物への木材の利用の推進

市は民間事業者による建築物等の整備における、木材利用への理解を得るため、木材の活用事例や木材の関連製品の紹介及び木材供給者や木造建築に携わる建築士等に関する情報提供、木に触れる活動を通じて親しむ「木づかい」の取組などを積極的に行うものとする。

3 木質バイオマス利用の推進

公共建築物等に暖房器具やボイラー等を導入する場合は、木質バイオマスの安定的な供給の確保や、適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、木質バイオマス燃料の導入に努める。また、木質バイオマスの循環的な利用を積極的に推進するものとする。

第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関する必要事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備や公共土木事業等に当たっては、設置目的や、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を考慮するなどし、これらを総合的に判断したうえで、木材利用に努めるものとする。

2 関係機関等との連携体制の強化

公共建築物等への木材の利用を促進するため、関係機関等との連携を強化し、木材関連情報等の情報収集に努める。

3 備品等における木材製品の利用促進

市が整備する公共建築物においては、市民の目に触れる機会が多いものを中心に、可能な限り、木材を使用した備品及び消耗品の導入を図っていく。

また、製品導入にあたっては、たかつきエコオフィスプランのグリーン購入調達方針に基づき、木材製品の導入に努めることとする。

4 木材の利用推進体制

市は必要があるときは関係部局間で協議するとともに、「高槻市環境マネジメントシステム」を活用し、木材利用の促進について全庁的に連携しながら取り組めるように努める。

附 則

この方針は、平成26年 9月 1日より施行する。



高槻市 産業環境部 農林課

〒569-0067

大阪府高槻市桃園町2番1号

T E L : 0 7 2 - 6 7 4 - 7 4 0 2

F A X : 0 7 2 - 6 7 5 - 3 1 3 3

M A I L : nourin@city.takatsuki.osaka.jp